

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の六第二項第一号ア(3)及び第九条第三項第四号中「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。